

消費税軽減税率制度説明会

主催 公益社団法人麻布法人会 税務・研修委員会

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%引き上げと同時に実施されます。

軽減対象品目（酒類・外食を除く飲食料品等）の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけではなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

日時：平成29年10月6日(金) 14:00~15:00
(開場・受付 13:30より)

会場：赤坂区民センター【第1会議室】

港区赤坂4-18-13赤坂コミュニティーぷらざ内

講師：麻布税務署 法人課税部門 担当官

受講料：無料

《お申込み》

FAX : 下記申込書にご記入の上、事務局03-3408-3193へお送り下さい。

Email: 以下内容を本文に記載の上、表題「10/6消費税軽減税率説明会」
として事務局(info@azabu-hojinkai.or.jp)へお送り下さい。

10/6消費税軽減税率制度説明会		受講申込書	
法人名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		
受講者1		受講者2	
メールアドレス			

お問い合わせ

公益社団法人 麻布法人会 事務局担当：山田

TEL: 03-3408-1324